5 災力

関西学院大学商学部助教授 岡 田 太志さん

研究を進める。「険の規制や市場、 おかだ・たいし 、経営の問題についてし、手門は保険論。保 「日本保険学会」評議

⑤参照。

先進国は地震のリスクそ のものがなく、世界各国をみても 決まっており、保険金の支出総額 補償がはいっている。地震の規模 で5兆円を上限にしています=図 によって民間と政府の負担割合が ように他の民間保険と違って政府

しょうか。

改定されることになった。巨大地震に保険は耐えられるのか わせたリスクマネジメントが必要だが、「自助」の代表例が地 E保険である。 地震や 津波などで壊れた家や家具を補償する地 の可能性と課題を考えてみる。 保険の保険料は、66年に制度が発足して以来初めて抜本的に 自然災害に対応するには「自助」 「共助」「公助」を組み合 (編集委員・野呂雅之) 4

保障』があって、残される部分を 割があるのでしょうか。 があり、企業や組織による『企業 めに、地震保険にはどのような役 る最も基底部分には『社会保障』 「生活保障の三層構造といわれ 破災から生活を立て 直すた かに私保障の部分の話です。最近 が問われる時代に入りつつある。 障の役割が大きくなり、自己責任 障の4本柱ともいわれるが、雇用 める=図①参照。地震保険は明ら は揺らぎ、社会保障は縮み、私保 はこれに『雇用』が加わり、生活保

目己責任としての『私保障』が占

私は必ずしもそれを支持しない

はあり得ない。リスクの一定部分

限界を知り

が、実態はその方向にいっている」

につき安心を得るためのあくまで

特殊な保険です」

スがポイントで、なんでもかんで 私保障かもしれない。そのバラン く、貯蓄なんていうのは典型的な 障といっても地震保険だけでな るにはいろんな方法があり、私保 保険万能主義は誤りです。地震保 も地震保険に期待する、いわゆる 険に入ってこれで十分ということ 「ただ、地震のリスクに対応す らえておくべきです」 も一つの手段として地震保険をと めて特殊な保険ですね。 社の利益は見込んでいないなど極 険に関する法律」に基づいて発足 な色合いの濃い保険です。明治時 した公共性の高い保険で、保険会 一言でいうと、非常に政治的 -地震保険は66年、

代から構想はあったのですが、具 一地震保 が民間保険の理想的な形です。毎支払う保険金が等しくなる、それ で、非常に長い時間軸でリスクを 年、何十年に1回の発生となるの 火災と違って、地震の場合は何 日のように発生する自動車事故や て、空間軸でもって、きょう一日 に保険会社に入ってくる保険料と 日なら一日で時間軸を固定し

> 険会社にとっても政府補償がなけ 震保険をどう活用すればいいので れば賭博のような保険です」 基本的に保険にはなじまない。保 分散させなければいけない。それ には明らかに限界があり、地震は ―では、生活者の立場では地 りする恐れもあります。そのた みんなが広く加入する。現在、加 め、500万円程度のものにして いるので減額されたり、災害の規 すが、それが50%を超えるくらい 入率は世帯数でいうと20%程度で 模によっては紙くず同然になった

震がきっかけです。政府が再保険 体化したのは64年に起きた新潟地

して、地震保険で経営破綻しない

く浸透すれば地震保険は存在意義 いった多額のものにすると、支払 があります。保険金を2千万円と 総額の限度は5兆円と決められて 「保険金額は小さく、しかし広 保険としては機能しやすくなる。 スクがそれだけ分散されるので、 手段も考えておくべきでしょう」 ので、生活を立て直すための他の ただ十分な保険金は受け取れない になったら保険料も安くなる。リ

「保険というのは例えばきょう 生活保障の三層構造 私保障 企業保障 社会保障 地震保険の官民負担割合 750億円 1兆3118億円 5兆円 政府責任額 4兆1221.9億円 民間責任額 8778.1億円

関西学院大学災害復興制度研究所と 朝日カルチャーセンターが共催で、市 民のための防災・危機管理講座「関西を再び地震が襲うとき〜あなたの備え は」を開いています。12回シリーズの 第6回は9月13日の開講で、講師は岡 田太志さん。申し込みは同カルチャ センター (06・6222・5222) へ